

防府市一般不妊治療費助成事業実施要綱

平成18年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、次世代育成支援の一環として、子どもを生き育てやすい環境づくりを推進するため、防府市内に住所を有し、医療保険各法の規定による不妊治療を受けている夫婦に対して、当該不妊治療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

2 この要綱において「一般不妊治療」とは、申請日の属する年度に受けた医療保険各法の規定による不妊治療（診断のための検査や治療効果を確認するための検査等治療の一環として実施される検査を含む。ただし、人工授精、体外受精及び顕微授精（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を含む）を除く。）をいう。

3 この要綱において「対象者」とは、防府市内に住所を有し、産婦人科又は泌尿器科を標榜する医療機関において一般不妊治療を受けている法律上の夫婦であって、申請日において、次の各号のすべてに該当する者をいう。

- (1) 夫又は妻が医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員又は被扶養者
- (2) 夫及び妻の前年の所得（児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条に規定する所得について、同令第3条に規定する計算方法により算出した額をいう。以下同じ。）の合計額（1月から5月までの申請については前々年の所得の合計額をいう。）が730万円未満の夫婦

4 この要綱において「自己負担金」とは、対象者の一般不妊治療について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、被保険者、組合員、又は被扶養者が負担すべき額（当該医療費に対する他の法令に基づく給付及び附加給付金がある場合はその額を控除するものとし、かつ、医療保険各法の規定による入院時食事療養に係る療養を受ける者については、当該入院時療養費の給付に関するこれらの法律に規定する標準負担額を除くものとする。）をいう。

（助成の範囲）

第3条 市は、対象者が一般不妊治療を受けた日の属する年度ごとに、対象者が負担した自己負担金に対して、1年度当たり5万円を限度に、5年を限度として助成する。

ただし、3年目以降は、医師が必要と判断し、2年を超えて一般不妊治療を受けた対象者に限る。

2 前項で規定する1年度当たりの助成額及び助成期間は、対象者が、山口県一般不妊治療費助成事業費補助金交付要綱（平成16年（2004年）4月30日付け健康増進第221号山口県健康福祉部長通知）に基づき山口県内の他の市町が実施する一般不妊治療費の助成を受けた場合は、他の市町の助成額を含み1年度当たり3万円を限度とし、また他の市町での助成期間を含み5年を限度とする。

（助成金の申請等）

第4条 この要綱により、一般不妊治療費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一般不妊治療費助成事業申請書（以下「申請書」という。）（別記第1号様式）を、市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）一般不妊治療費助成事業医療機関等証明書（別記第2号様式）

（2）法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類（1か月以内に発行されたもの。）及び夫及び妻の前年の所得の合計額を確認できる書類。ただし、申請者の同意により公簿等で確認できるときは、当該書類の提示等を要しないものとする。

（3）その他市長が必要と認めた書類

3 前項の申請書は、一般不妊治療を受けた日の属する年度の末日までに提出するものとする。ただし、特別な事情がある場合は除く。

4 市長は、前項の申請書を受理した場合において、速やかにその内容の審査を行い助成金の給付の可否を決定し、申請者に一般不妊治療費助成事業決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

（一般不妊治療費の返還等）

第5条 市長は、偽り、その他不正な手段により一般不妊治療費の助成を受けた者があるときは、その者から、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（関係機関との連携等）

第6条 市長は、助成金の給付の可否を決定するための調査又は過去に決定した助成金の給付に係る調査のために特に必要と認めるときは、申請者の同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日以降に対象者が負担した自己負担金について適用する。

2 この要綱の施行前に、改正前の防府市一般不妊治療費助成事業実施要綱

及び廃止前の防府市一般不妊治療費助成地方創生事業実施要綱に規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりされたものとみなす。

3 改正前の防府市一般不妊治療費助成事業実施要綱様式及び廃止前の防府市一般不妊治療費助成地方創生事業実施要綱様式は、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

一般不妊治療費助成申請書

(宛先) 防府市長

年 月 日

関係書類を添えて下記のとおり一般不妊治療費の助成を申請します。

この申請に関して、所得状況及び山口県内の他の市町からの助成金の受給状況を調査することに同意します。また、当該不妊治療に関し保険者へ保険給付状況を照会することに同意します。

申請者	夫	氏名				生年月日	年 月 日		
		住所	〒			連絡先			
	妻	氏名				生年月日	年 月 日		
		住所	<input type="checkbox"/> 夫と同じ			連絡先			
加入医療保険	被保険者	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻							
	保険者				区分	本人 ・ 被扶養者			
	記号番号								
自己負担額		別紙一般不妊治療費助成医療機関等証明書のとおり							
振込先	金融機関名	銀行			本店				
		金庫			支店 (支所)				
		協同組合			出張所				
	預金の種類	普通 ・ 当座		口座名義人					
				<small>(カタカナでお書きください)</small>					
	口座番号								← (右詰記入)

【添付書類】

- ※ 「一般不妊治療費助成事業医療機関等証明」 (必須)
- ※ 住民票の世帯を別にしてしている夫妻は、法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類
- ※ 転入等により防府市の所有する公簿で所得状況が確認できない場合は、所得証明書等

裏面の事項についてご回答ください。

受 給 者 番 号					
受 付					

▼ 次の1、2についてお答えください。

- 1 不妊治療にかかる保険診療分について、高額療養費、附加給付金など、医療保険各法の規定による医療に関する給付を受けたことがありますか。または、受ける予定がありますか。

(ある ・ ない)

● 「ある」と答えた方は、その受給額を記入して下さい。

受給額又は見込額	金	円
----------	---	---

- 2 過去に、山口県内の他の市町から一般不妊治療費の助成を受けたことがありますか。

(ある ・ ない)

● 「ある」と答えた方は、次により転入前の受給状況を記入して下さい。

助成を受けた市町名		
① 受給時期	年 月	年 月
② 対象治療期間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
③ 受給金額	円	円

① 助成が、1市町で複数年度にわたる場合は、当初のみ記入してください。

② 転入前の市町で受けた治療期間を全て記入してください。

③ 助成が、1市町で複数年度にわたる場合は、合計額を記入してください。

上記1又は2について給付を受けられた場合は、各関係機関へ照会し、確認を行う場合があります。

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、一夫婦あたりの助成に限度額が定められています。

このため、山口県内の他の市町から転入された場合は、転入前の市町に受給状況を確認することがあります。また、当該不妊治療に関して、保険給付がある場合は保険者へ照会することがあります。

なお、防府市個人情報保護条例に基づき、個人情報の取扱には十分留意し、プライバシーは厳守します。

一般不妊治療費助成医療機関等証明書

年 月 日

(宛先)防府市長

(薬局)

住 所

名 称

薬剤師名

電話番号

下記のとおり、処方せんに基づいて調剤した薬剤を交付し、被保険者負担額を領収したことを証明します。

記

(ふりがな) 患者氏名	() 男・女
患者生年月日	年 月 日
処方せん 交付医療機関	医療機関名
	所在地
	医師名
	交付年月日
調剤内容	調剤年月日
	薬剤名
	投薬日数
	領収金額 円

注)処方せん交付医療機関欄及び調剤内容欄の記入に代え、調剤済印を押印した処方せんの写しを添付することも可とする。ただし、処方せんの写しに記載されていない項目は必ず記載すること。

別記第3号様式

(申請者)

第 号
年 月 日

様

様

防府市長

印

一般不妊治療費助成地方創生事業決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった防府市一般不妊治療費の助成に
ついて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定内容	承認 ・ 不承認
助成決定額	金 円
不承認とした理由	